

日本標準産業分類の変更について

目次

- I 諮問の概要・・・P. 1
- II 今回の改定に際しての課題と対応・・・P. 2-3
- III 主な改定内容
 - 1 一般原則
 - 分類の基準・・・P. 4
 - 事業所の定義・・・P. 5
 - 2 分類項目の新設 ※Ⅲ-2及びⅢ-3の目次詳細：P. 6
 - 産業動向を踏まえた新設・・・P. 7-19
 - 制度改正に伴う新設・・・P. 20-29
 - 3 分類項目の名称変更・・・P. 30
- IV 次回改定（第15回）に向けた課題・・・P. 31-32
- V 一般原則「分類の基準」の参考資料・・・P. 33-35
- VI 参考1 産業分類検討チームによる改定素案の作成・・・P. 36-38
- 参考2 統計法令における統計基準の位置付け・・・P. 39
- 参考3 日本標準産業分類の主な変更点・・・P. 40
- 参考4 改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）・・・P. 41-50

日本標準産業分類とは

行政機関等が作成する公的統計の相互比較と利用の向上を可能とするため、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を産業別に分類したもの

分類の構成（現行）

[4層構造]

大分類（20項目）、中分類（99項目）
小分類（530項目）、細分類（1,460項目）

活用状況

国勢調査、経済センサス等の公的統計において主に活用され、その調査結果を基にして施策展開等に貢献

今回の改定の目的

- 社会経済情勢の変化等を踏まえ、生産技術の類似性による基準に配慮しつつ、SUT体系への移行に向け、必要な改定に取り組むこと
- 国勢調査、経済センサス等の大規模統計調査において、我が国の経済活動の実態をよりの確に把握するため、産業構造をより良く反映すること

主な改定内容

- 一般原則の改定
- 分類項目の新設
小分類：7項目、細分類：19項目
- 項目名の変更等

想定スケジュール

2023 (R5) 年度					2024 (R6) 年度	
6月	7月	8月	9月	10月～3月	4月	
←→		←→			→	
答申	大臣決定、告示				施行	

課題の位置付け

- ① 前回改定時（第13回）における答申の指摘事項 ⇒ 「分類の基準」の検討等の4事項
- ② 第Ⅲ期公的統計基本計画における課題 ⇒ 「専従の労働者等が存在しない法人等」の扱い等の2事項
- ③ 前回改定以降における産業動向の変化と制度改正に伴う対応 ⇒ 脱炭素やコロナ対応、電力自由化等の11事項
- ④ その他（分類項目名の変更など）

① 前回改定時（第13回）における答申の指摘事項と対応

【課題】

【分類の基準の妥当性の検討】

三つの基準を順序付けて記載している「分類の基準」と国際標準産業分類の記載内容を比較し、その妥当性を検討

【第12回改定時(H19年)に設定された分類項目の検証】

「無店舗小売業」と「管理・補助的経済活動を行う事業所」を対象に、経済センサスの結果における問題点の把握と検証

【調剤薬局の名称の検討】

法令に基づく名称ではない「調剤薬局」という分類項目名について、統計調査の実施上の観点も踏まえて検討

【レッカー車業の新設の検討】

レッカー車業の実態把握を行った上で、国際比較の観点も含め、新設の適否を検討

【対応】

現行の「分類の基準」は、需要側と供給側の概念が混在しており、また、不明瞭な点もあるため、供給側の視点が明確になるよう修正

経済センサスの結果を精査したところ、当該分類に関する疑義件数と訂正件数の割合はいずれも低く、それらの内容に大きな問題はなかったことを確認

令和元年に改正された根拠法（略称は薬機法）において定義されている「薬局」に項目名を修正

実態調査により必要な産業規模を確認した上で、24時間体制を含めた災害対応等といった昨今の社会的役割を考慮して立項

② 第Ⅲ期公的統計基本計画における課題と対応

【課題】

【生産技術の類似性の観点からの検討】…SUT体系への移行に向けた取組
生産技術の類似性による基準に配慮しつつ、社会経済情勢に合わせた日本標準産業分類の見直しを行う。

【専従の労働者等が存在しない法人等】
専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。

【対応】

製造業等の四つの分野を対象に、生産技術の類似性の観点からの考え方の整理や試行を行い、課題を整理

登記を要件とすることにより、統計調査の目的によっては、専従の役員・労働者等が存在しないが、収益がある法人等を事業所に含めて取り扱うことができるよう修正

③ 前回改定以降における産業動向の変化と制度改正に伴う対応

【産業動向の変化】

コロナ禍等を背景に、「食料品スーパー」や「ペストコントロール業」など、九つの分類項目（細分類）を新設

【制度改正】

学校教育法の改正に伴う「義務教育学校」など、10の分類項目（細分類）を新設

④ その他

分類項目の対象をより適切に示す観点からの項目名の変更のほか、表記上の修正などを実施

【課題】

前回改定時の部会審議において、現行の「分類の基準」の(1)から(3)に関して、供給側の視点と需要側の視点が混在していること、優先すべき事項を示す観点から記載順を検討する必要があること、国際標準産業分類の記載順と異なること等が指摘。



「分類の基準として3つの基準を順序付けて記載しているが、国際標準産業分類における記載内容と比較してその妥当性を検討」※1

※1：諮問第53号の答申（平成25年9月27日）

【対応】

過去の経緯や国際標準産業分類の記載内容を参考にしながら、供給側の視点を明確にする観点から、生産活動におけるインプット及び生産プロセスの類似性を(1)と(2)に、また、最後の(3)において需要側の視点による基準を記載して修正。

現行の記載内容

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的に配列したものである。

- (1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）
- (2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等）
- (3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類

なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額、販売額等も考慮した。

改定案

本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に着目して区分し、体系的にまとめたものである。

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。

【課題】

第Ⅲ期公的統計基本計画策定時の検討において、事業所母集団DBの企業数が法人企業統計より少ないことから、同DBでは経済活動を行っている企業が十分に捕捉されておらず、売上高や付加価値に漏れがある可能性が指摘。また、同DBのカバレッジを効率的に拡大していくことが統計の精度向上に重要であることが示唆。



「専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。」※2

※2：第Ⅲ期公的統計基本計画（令和2年6月2日）の別表

【対応】

「人及び設備」の要件との整合性や統計調査の実査可能性の観点から、登記を要件（所在地及び役員等が存在するとみなす）とすることにより、専従の役員・労働者等が存在しないが、収益がある法人等を事業所に含めて取り扱うことができるよう修正。

改定案

第2項 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の二つの要件が備わっているものをいう。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

（中略）

他方、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

（中略）

- (9) 統計調査の目的によっては、登記上の役員等は存在するが、設備を専有していない法人等も事業所とする。

- 産業動向を踏まえた新設（6項目）
 - 電気炉・電熱装置製造業・・・P. 7-8
 - レッカー・ロードサービス業・・・P. 9-10
 - 中分類56の再編・ワンプライスショップ等・・・P. 11-13
 - 食料品スーパー・・・P. 14-15
 - 施設給食業・・・P. 16-17
 - ペストコントロール業・・・P. 18-19

- 制度改正に伴う新設（5項目）
 - 醸造酒類製造業等・・・P. 20-21
 - 発電業、送配電業等・・・P. 22-23
 - ガス小売業・・・P. 24-25
 - 義務教育学校・・・P. 26-27
 - 介護医療院・・・P. 28-29

「電気炉・電熱装置製造業」

現状・課題

- 現行JSICの細分類「2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）」に、例示として電気炉製造業、電熱装置製造業（窯炉用）が含まれている。
- 2050年カーボンニュートラルに向けて、燃料を燃焼させて加熱する燃焼炉から、電気で加熱する電気炉（電熱装置を含む）への転換を見据えた業界動向を正確に把握する必要があるが、現行のJSICでは電気炉・電熱装置のみを単独で実態把握することが困難。

対応

- 細分類「2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）」の例示から、電気炉・電熱装置を「2923 電気炉・電熱装置製造業」として新設。
- 電気炉・電熱装置製造業は一定以上の事業所数があり、新規立項に必要な量的基準を充足。

改定案

< 大分類E-製造業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
29			電気機械器具製造業
	292		産業用電気機械器具製造業
		2929	その他の産業用電気機械器具製造業 (車両用，船舶用を含む)

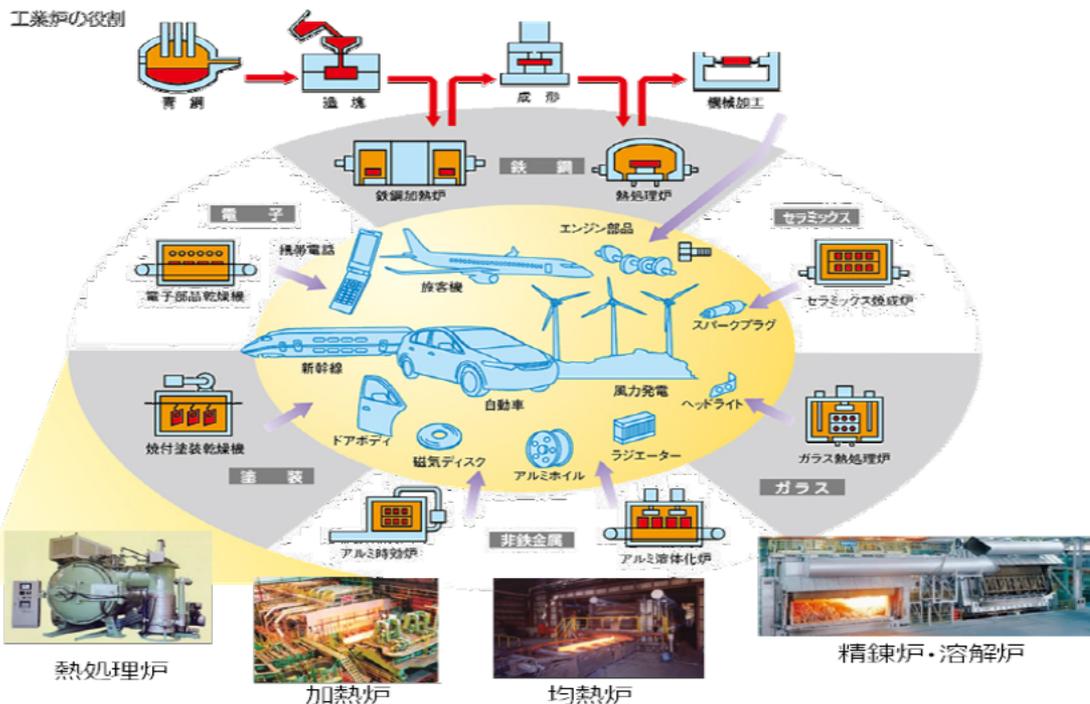


中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
29			電気機械器具製造業	
	292		産業用電気機械器具製造業	
		2923	電気炉・電熱装置製造業	2929から 新設

【参考】「電気炉・電熱装置製造業」

<分類項目の新設>
産業動向を踏まえた新設 1/6

工業炉（燃烧炉・電気炉・電熱装置）の役割



(出所) 一般社団法人日本工業炉協会、工業窯炉製造事業者

鉄鋼メーカーの脱炭素化に向けた取組例

メーカー	取組内容
日本製鉄	2030年までにCO ₂ 総排出量を30%削減(2013年比)
JFEホールディングス	2030年までにCO ₂ 総排出量を30%以上削減(2013年度比)
神戸製鋼所	2030年までに生産プロセスにおけるCO ₂ を30%~40%削減(2013年度比)

※(出所) 経済産業省製造産業局「鉄鋼業のカーボンニュートラルに向けた国内外の動向等について」(令和4年9月12日)

産業用電気機械器具における電気炉・電熱装置の製造品出荷額及び事業所数の構成比

年次	A 292産業用 電気機械器具製造業		B (C+D) 電気炉・産業用電熱 装置製造業		Bの内訳				E (B÷A×100) 電気炉・産業用電熱装置製 造業の量の基準確認用デー タ	
	製造品 出荷額等 (百万円)	事業所数	製造品 出荷額 (百万円)	事業所数	電気炉		産業用電熱装置(※)		製造品 出荷額	事業所数
					製造品出荷額 (百万円)	事業所数	製造品出荷額 (百万円)	事業所数		
2015	3,448,497	1,694	76,642	254	29,420	106	47,222	148	2.2%	15.0%
2016	3,333,665	1,634	88,769	264	39,933	111	48,836	153	2.7%	16.2%
2017	3,537,821	1,614	96,433	270	42,155	118	54,278	152	2.7%	16.7%
2018	4,518,525	1,603	110,576	259	52,918	110	57,658	149	2.4%	16.2%
2019	4,340,434	1,590	103,111	247	50,647	104	52,464	143	2.4%	15.5%

(出所) 経済センサス・活動調査及び工業統計調査より算出

(※) 産業用電熱装置は、電気を熱源として加熱に用いる装置であり、電気炉の電熱装置等として使用

上位分類に
対する割合

「レッカー・ロードサービス業」

<分類項目の新設>
産業動向を踏まえた新設 2/6

現状・課題

- 現行JSICの位置付け
細分類「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」の内容例示として明示。
- 前回（第13回、平成25年10月）改定時の課題
「レッカー車業」については、その実態把握が十分できていないことから、今後、関係府省において引き続き情報収集を行った上で、細分類項目の新設の適否を検討することは、適当である。なお、その際には、国際比較の観点から、上位分類の妥当性も含めて検討を行う必要がある。

対応

- 前回改定時の課題への対応として、レッカー事業の実態を把握するためのアンケートを実施。
- アンケートの結果、一定以上の事業所数（専業）、従業者数（専従）を把握でき、ISICやNAICSを参考に、小分類「489 その他の運輸に附帯するサービス業」の細分類として新規立項を検討。

アンケート結果の概要

- 調査対象事業者数：3,131（回答率：18.2%）
（全国又は都道府県の関係団体（計19団体）に属する事業者）
- 事業所数（専業）：1,057（上位の小分類489に占める割合：14.9%）
- 従業者数（専従）：16,689（同：12.2%）
（注）事業所数、従業者数は試算値

改定案

< 大分類R-サービス業（他に分類されないもの） >

中分類	小分類	細分類	項目名
92			その他の事業サービス業
	929		他に分類されない事業サービス業
		9299	他に分類されないその他の事業サービス業



< 大分類H-運輸業、郵便業 >

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
48			運輸に附帯するサービス業	
	489		その他の運輸に附帯するサービス業	
		4892	レッカー・ロードサービス業	旧9299から 新設

レッカー事業の重要性

- レッカー事業者は、車両の事故や故障等が発生した際、当該車両の緊急排除や被災時における道路啓開の支援業務を実施。
- 災害対策基本法の一部改正（H26.11）により、大規模な災害発生時に必要があると認めるときは、道路管理者が車両等を移動することができる規定が盛り込まれ、これを実際に実施する者としてレッカー事業者も想定。
- 安全かつ迅速に車両を排除するためには、様々な車両を対象として多岐にわたる知識と技術が必要。
- アンケート結果によると、24時間体制を確保しているレッカー事業者は91%。また、自治体等との災害協定の締結件数は1事業者当たり1.05件。

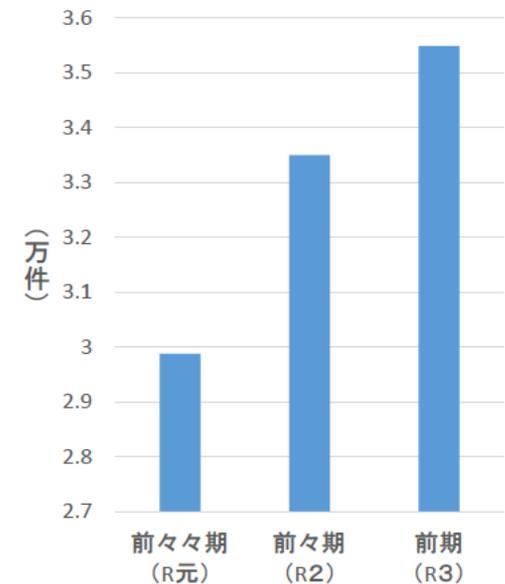
国際分類における「レッカー事業」の位置付け

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 国際標準産業分類 (ISIC) H 運輸・保管業 52 倉庫業及び運輸支援活動 522 運輸支援活動 5221 陸運に付帯するサービス活動 例示「牽引及びロードサービス」 | <ul style="list-style-type: none"> ● 北米産業分類システム (NAICS) 48-49 運輸及び倉庫業 488 運輸支援活動業 4884 道路運輸支援活動 48841 自動車牽引業 488410 自動車牽引業 |
|--|--|

災害協定に基づく出動件数の推移

- 災害協定に基づく出動件数は、1事業者当たり年間約70件（R3）

（自治体等との災害協定締結事業者数：500者）



（注）アンケートでは、事業者の決算期ごとの出動件数を調査・集計したことから、「前々々期」、「前々期」、「前期」と表記。なお、アンケートの実施時期はR4.3頃であり、参考として、カッコ書きには対応すると想定される年を記載。

① 中分類56「各種商品小売業」の再編

現状・課題

- 現行JSICの「業種」(取扱商品)による区分では、生産物分類(財分野)との重複性が課題。
- SUTでの利用も考慮し、JSICと生産物分類が補完関係となるようJSICには「業態」による分類項目が必要。

<現状>

現行JSICでは非専門店小売業(業態別小売業)が、中分類56「各種商品小売業」だけではなく、専門店を対象とした他の中分類にも散在※。



ISICでは、小売業を「非専門店」と「専門店」に大別しており、分類構造が異なっている。

※中分類「58飲食品小売業」にコンビニエンスストア、「60その他の小売業」にドラッグストア、ホームセンターが位置付けられている。

対応

以下の観点から、ISICを参考に、他の中分類に位置付けられている非専門店小売業を中分類56に集約。

- 非専門店小売業の実態をよりの確に把握
- 時系列な項目間移動の軽減
- 国際比較可能性の向上
- 小分類を設定することによる実態把握の向上

ISICにおける小売業の分類構造

- ISIC第4版の小売業では、「非専門店小売業」と「専門店小売業」に小売業を大別し、取り扱う商品に基づき分類項目が設定。
- 「非専門店小売業」では、「多種多様な商品を取り扱う小売業」として、専門店の分類項目には該当しない販売形態の小売業(スーパーや百貨店等)が対象。

ISIC第4版「大分類G 卸売・小売業;自動車・オートバイ修理業」(一部抜粋)

小・細分類番号	項目名
中分類47 小売業(自動車及びオートバイを除く。)	
471	非専門店小売業
4711	食料品、飲料またはたばこが主な非専門店小売業 →衣料品、金物類等も取り扱う食料品スーパー等
4719	その他の非専門店小売業 →百貨店、総合スーパー等
472	専門店による食料品、飲料及びたばこ小売業
4721	専門店による食料品小売業 →野菜・果実小売業、食肉小売業等
4722	専門店による飲料小売業 →酒小売業、牛乳小売業
4723	専門店によるたばこ小売業

② 百貨店・総合スーパーの分割

現状・課題

- 現行JSICでは「百貨店・総合スーパー」を1つの細分類として設定していることから、それぞれ単独で実態把握することが困難。
- 両者はマージンの設定の仕方が異なると考えられる。

対応

百貨店及び総合スーパーは、それぞれに一定以上の売上高があり、立項に必要な量的基準を充足。さらに、社会に定着した特徴的な販売形態であることを踏まえ、「百貨店・総合スーパー」を分割して、小・細分類「百貨店」及び「総合スーパー」を新設。

③ ワンプライスショップの新設

現状・課題

- 現行JSICでは分類項目や内容例示として明示されておらず、主な売上商品に応じて、各所に分類されていることから、実態把握が困難。
- 一部の細分類に占めるワンプライスショップの割合が大きくなっていると考えられる。

対応

店舗数及び売上高ともに一定数の規模があり、社会的に広く認知、浸透していることから、中分類56再編の一環として、小・細分類「ワンプライスショップ」を新設。

改定案

< 大分類I-卸売業、小売業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店, 総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター

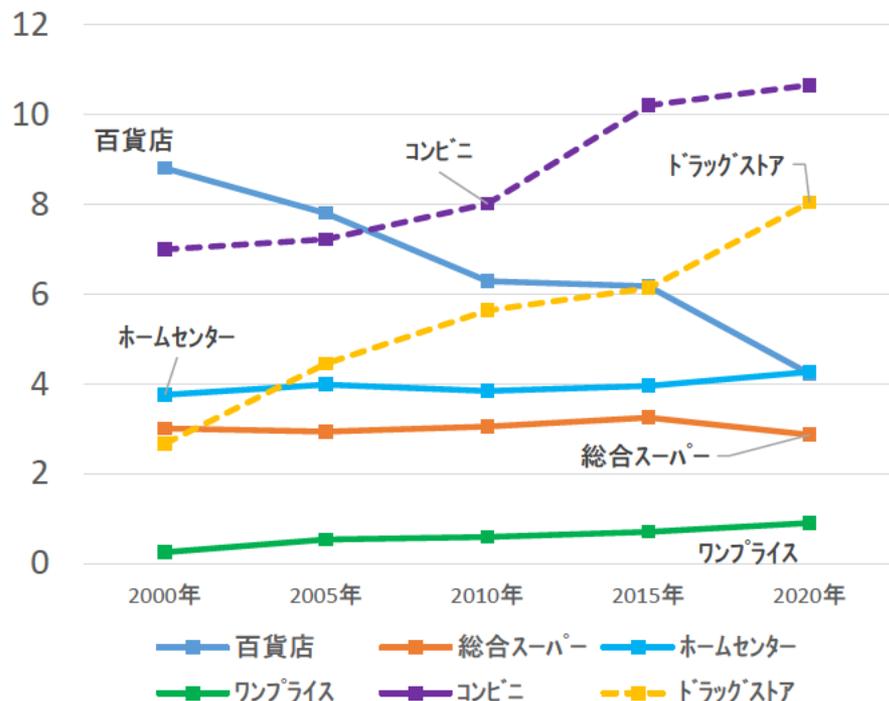


中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店、総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパー	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	ワンプライスショップ	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	

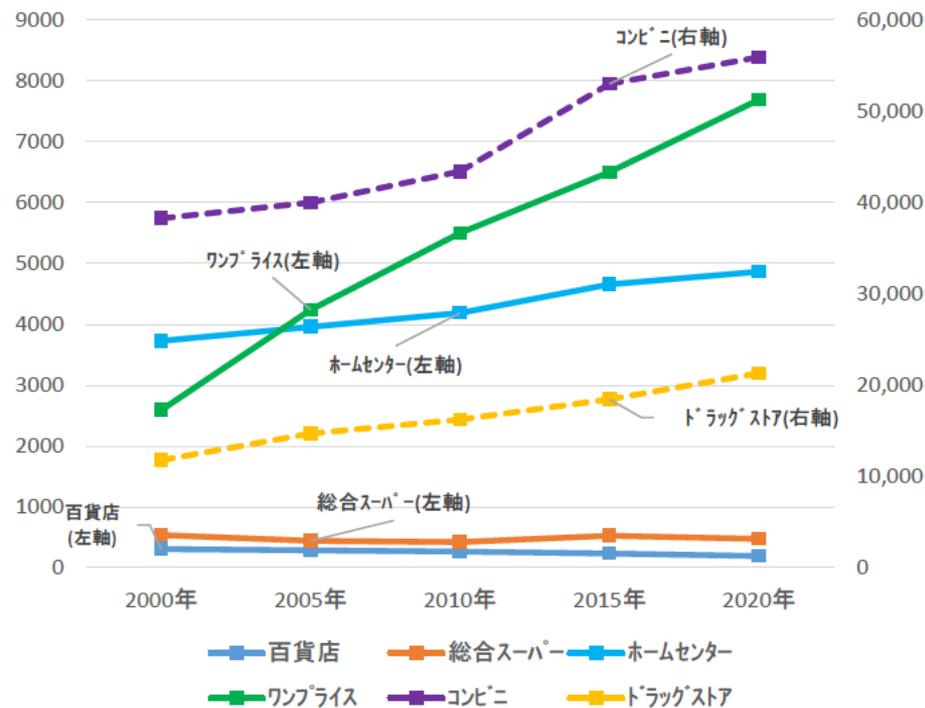
【売上高】 2000年から2020年にかけて、6業種合計の売上高は約22%増加し、小売業全体に占める割合は約18%から21%で推移。特に、百貨店が52%、総合スーパーが5%の減少。他方、それらに入れ替わるように、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター、ワンプライスの4業種の合計は75%増加。

【店舗数】 2000年から2020年にかけて、百貨店は36%、総合スーパーは12%が減少。他方、コンビニは約1.5倍、ワンプライスは約3倍、ホームセンターは約1.3倍、ドラッグストアは約1.8倍に増加。

売上高(兆円)



店舗数



[注] グラフの作成に用いたデータ等は以下のとおりである。

- 1) 日本百貨店協会（百貨店）、日本フランチャイズチェーン協会（コンビニ）、日本チェーンドラッグストア協会（ドラッグストア）、日本DIY・ホームセンター協会（ホームセンター）、帝国データバンクの「100円ショップ」業界動向調査（ワンプライス）による公表値を基に作成。
- 2) 総合スーパーの業界団体のデータが不明であるため、イオンリテールとイトーヨーカドーの売上高と店舗数の公表データを合算して総合スーパーとして表示。このうち、H12年のイオンリテールの店舗数は不明だが、H11年とH13年の公表値の平均値を引用。また、H22年度のイトーヨーカドーのデータが不明なため、その代わりにH23年度の公表値を引用。
- 3) ワンプライスショップのH12年からH21年までのデータは、ダイソーの売上高と店舗数を基にした推計値を引用。
- 4) 小売業全体の売上高は経産省「商業動態統計」を引用。
- 5) 上記のほか、業界団体等のデータが一部不明な場合には、直近データの引用等により代替。

「食料品スーパー」

現状・課題

- 現行の「各種食料品小売業」には、各種食料品を幅広く小売する事業所が分類され、この中には「食料品スーパー」を始め、「土産物」等の各種小売店が該当。
- 食料品スーパーは、消費者の利用頻度が高く、新型コロナ等の蔓延による非常時も含め、日常生活で不可欠な各種食料品を提供し、その実態の把握は政策または統計上重要。

対応

- 食料品スーパーは、各種食品小売業において店舗数及び売上高ともに一定以上の規模を有し、社会的にも認知され、その動向は国民生活への影響も大きいと考えられるため、細分類として新設。

改定案

< 大分類I-卸売業，小売業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
58			飲食料品小売業
	581		各種食料品小売業
		5811	各種食料品小売業



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
58			飲食料品小売業	
	581		各種食料品小売業	
		5811	食料品スーパー	旧5811から 新設
		5819	その他の各種食料品小売業	旧5811から 新設

なお、その他の各種食料品小売業には、土産物店及びたばこ屋等が含まれる。

【参考】「食料品スーパー」

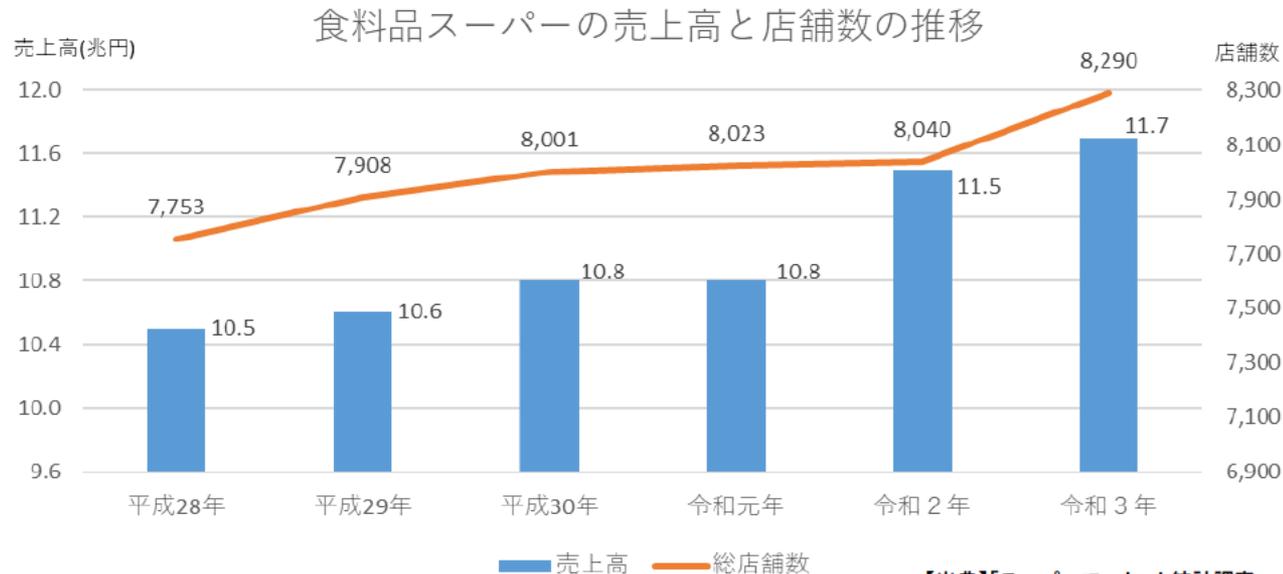
- 売上高及び店舗数は安定的に増加しており、新規立項に必要な量的基準を充足。

【売上高】

- 「経済センサスー活動調査（平成28年）」によれば、各種食料品小売業の20.7兆円に対し、食料品スーパーは11.8兆円であり、その割合は約6割。
- 「スーパーマーケット統計調査」（民間団体）によれば、平成28年の10.5兆円から令和3年の11.7兆円へと約11%増加し、安定的に増加。

【店舗数】

- 「スーパーマーケット統計調査」では、平成28年の7,753店舗から令和3年の8,290店舗へと約7%増加し、安定的に増加。



【出典】「スーパーマーケット統計調査」
（一社）全国スーパーマーケット協会

「施設給食業」

現状・課題

- 現行の「配達飲食サービス業」は、宅配ピザや仕出し料理などのデリバリーを行う「配達飲食サービス業」、学校や病院等において調理した飲食料品を提供する「施設給食業」の2つが主な産業。
- デリバリーを行う「配達飲食サービス業」は、コロナ禍を背景に市場が拡大しており、業態転換等の支援の検討等においても、その実態を的確に把握することは重要。

対応

- デリバリーを行う「配達飲食サービス業」の実態を的確に把握するため、現行の「配達飲食サービス業」から施設給食業を分割し、「施設給食業」の項目を新設する。これにより、デリバリーを行う「配達飲食サービス業」と「施設給食業」の2つに構成。

改定案

< 大分類M-宿泊業、飲食サービス業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
77			持ち帰り・配達飲食サービス業
	772	7721	配達飲食サービス業

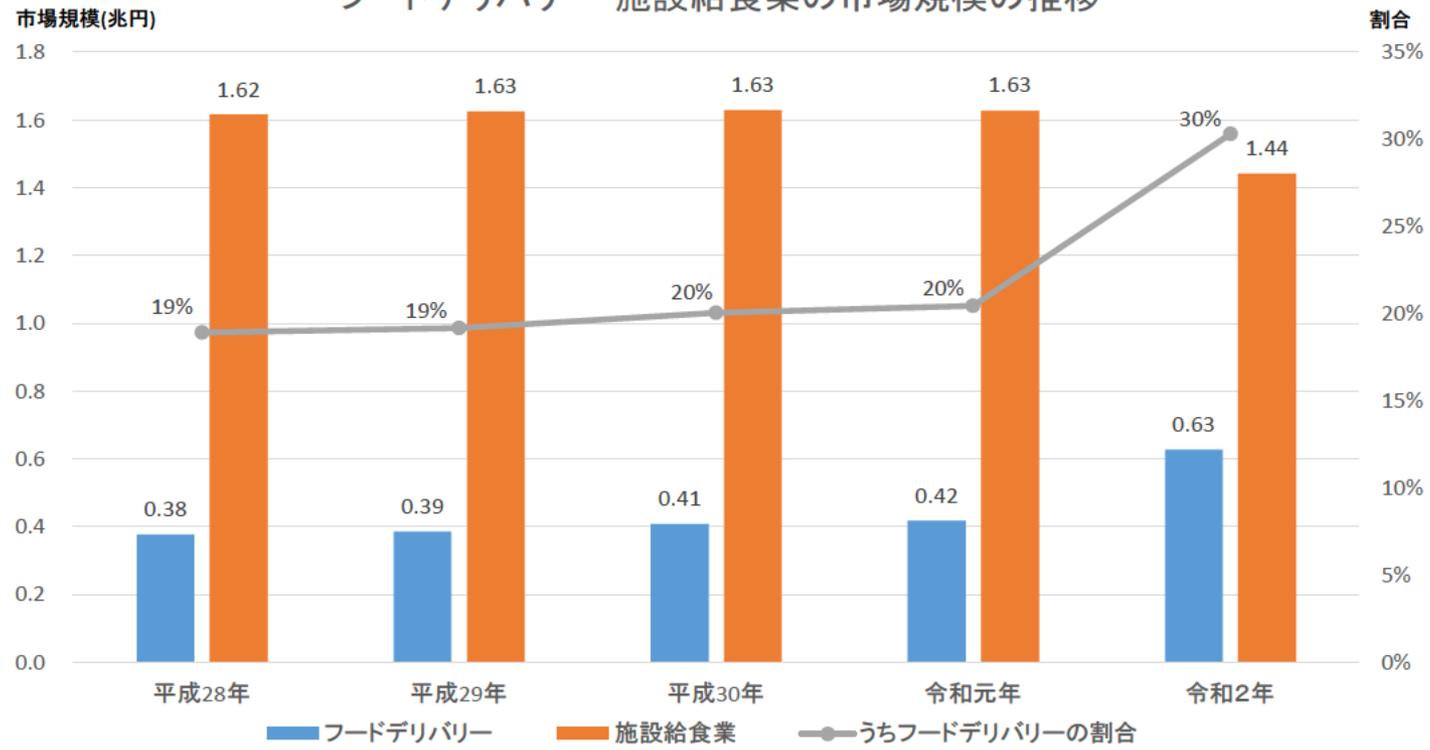


中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
77			持ち帰り・配達飲食サービス業	
	772	7721	配達飲食サービス業	
	773	7731	施設給食業	旧7721から 新設

【参考】「施設給食業」

- 「経済センサスー活動調査(平成28年)」によれば、主にデリバリーを行う「配達飲食サービス業」と「施設給食業」からなる現行の「配達飲食サービス業」の売上高は約1.9兆円。
- 新規立項に必要な量的基準を充足。
業界団体によれば、「フードデリバリー」と「施設給食業」を合わせた平成28年の市場規模は約2兆円であり、経済センサスとほぼ同規模。そのうち、フードデリバリーの市場規模は約0.4兆円であり、全体に占める割合は約2割。また、令和2年には約3割に増加。

フードデリバリー・施設給食業の市場規模の推移



業界団体のデータ

- フードデリバリー
エヌビーディー・ジャパン(株)
(小売店、弁当・惣菜店、自動販売機、学食・社食を除くレストラン業態(宅配ピザ含む)における宅配)
- 施設給食業
(一社)日本フードサービス協会
(集団給食の「学校」、「病院」、「保険所給食」の合計値)

「ペストコントロール業」

現状・課題

- ペストコントロール業は、人間にとって有害な生物等の活動を人の生活を害さないレベルまで制御する事業であり、主に、害獣や害虫の防除や駆除、細菌やウイルスの消毒、衛生管理等を実施。近年、事業所数は増加傾向で、コロナ禍も背景に市場規模が一定程度あり、また、今後も拡大していく見込みとなっていることから、公衆衛生の一分野として動向を把握する必要。
- 現行JSICにおいては、ペストコントロール業は明確に該当する分類項目がなく、細分類「8493消毒業」、「9221ビルメンテナンス業」、「9229その他の建物サービス業」の一部として分類されていると考えられる。しかし、いずれの項目もペストコントロール業者の行う業務の一部が該当しているものであり、ペストコントロール業全体に該当する分類が立項されていないため、統計調査での業種選択が困難であり、ペストコントロール業全体の実態把握に支障が発生。

対応

- ペストコントロール業全体の実態把握が可能となるよう、細分類に「ペストコントロール業」を新設。その際、ペストコントロール業の対象は建築物に限定されず、屋外の公園やイベント会場、港湾施設等もあるため、小分類「929他に分類されない事業サービス業」に位置付ける。
- 細分類「ペストコントロール業」の新設に伴い、特に産業規模が小さい「8493消毒業」を廃止。

改定案

< 大分類R-サービス業（他に分類されないもの） >

中分類	小分類	細分類	項目名
84			保健衛生
	849	8493	消毒業
92			その他の事業サービス業
	922	9221	ビルメンテナンス業
		9229	その他の建物サービス業



中分類	小分類	細分類	項目名	
92			その他の事業サービス業	
	929		他に分類されない事業サービス業	
		9295	ペストコントロール業	新設 (旧8493、9221、9229から)

【参考】「ペストコントロール業」

<分類項目の新設>
産業動向を踏まえた新設 6/6

- 新規立項に必要な量的基準を充足。
- 事業所総数、従業者数ともに安定的に微増しており、その中でもコロナ発生後（R1→R2）の増加率が大きい。

	H29	H30	R01	R02	R03
①建築物ねずみ昆虫等防除業 知事登録※1	2,705	2,699	2,690	2,705	2,703
②うちペスコン協会加盟事業所	692	684	675	684	693
③（公社）日本ペストコントロール協会	877	875	884	934	962
（公社）日本しろあり対策協会	802	795	801	786	785
④うちペスコン協会非加盟事業所	411	408	411	403	403
（一社）日本除菌脱臭サービス協会※2	100	100	200	240	260
⑤うちペスコン協会非加盟事業所※3	96	96	192	230	249
⑥ペストコントロール業の事業所数 = ①+ (③-②) +④+⑤	3,397	3,394	3,502	3,588	3,624
⑦知事登録していない事業所数（推計）※4	538	563	624	739	780
ペストコントロール業の事業所総数 （推計） =⑥+⑦	3,935	3,957	4,126	4,327	4,404
		(0.55%)	(4.28%)	(4.87%)	(1.79%)
	4,150（H29～R3の平均）				
ペストコントロール業の従業者数（推計）※5	129,860	130,570	136,155	142,780	145,339
		(0.55%)	(4.28%)	(4.87%)	(1.79%)
	136,941（H29～R3の平均）				

量的基準の充足

ア. 事業所総数（推計）

ペストコントロール業 小分類929 構成比
 $4,150$ (5年分平均) \div $40,494 = 10.2\%$

イ. 従業者数（推計）

ペストコントロール業 小分類929 構成比
 $136,941$ (5年分平均) \div $1,005,942 = 13.6\%$

※ 新設しようとする産業のその属する直近上位分類項目における事業所数、従業者数、生産額等のいずれかの構成比が安定的に10%以上となっていることが量的基準の充足条件。

※ 小分類929の数値は平成28年経済センサス活動調査から引用。

- ・事業所数：建築物ねずみ昆虫等防除業の知事登録数およびペストコントロール各団体から事業所数を推計。
- ・従業者数：1事業所あたりの平均社員数に事業所数を乗じて推計。

※1：建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第12条の2に基づく都道府県知事による登録数。

※2：（一社）日本除菌脱臭サービス協会の会員は企業数を事業所数とみなしている。

※3：ペスコン協会非加盟事業所は、ホームページに公表されている令和2年度の会員数一覧から算出。平成29年度から令和元年度及び令和3年度は、令和2年度の重複割合から推計した数。

※4：ペスコン協会の会員比（登録事業所数：未登録事業所数）で割り戻して推計。

※5：ペストコントロール協会が行った第9回ペストコントロール実態調査報告書による1事業所当たりの平均社員数「33人」に「ペストコントロール事業者数」を乗じて推計。
 なお、「33人」は令和元年度の数字なので、他の年度も「33」と仮定して推計。

「醸造酒類製造業等」

<分類項目の新設>
制度改正に伴う新設 1/5

現状・課題

- 類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、平成29年に酒税法が改正（令和8年10月に最終的な税率の引上げ等が完了予定）。
- 酒類は、現行JSICでは果実酒、ビール類、清酒、蒸留酒・混成酒の4つの細分類に分類されているが、酒税法では製法や性状等により発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類の4種類に分類。
- JSICと酒税法で分類の定義が異なる例
 - ・ いわゆる第3のビール
⇒ JSICでは「蒸留酒・混成酒」に、酒税法では「発泡性酒類」に分類
 - ・ シェリー酒などの甘味果実酒
⇒ JSICでは「果実酒」に、酒税法では「混成酒類」に分類

対応

- 酒類製造業の細分類の定義を酒税法に合わせて改定。
- 酒税法に合わせると、「果実酒」及び「清酒」はJSICの細分類項目ではなくなるが、廃止の量的基準（上位分類の1%未満）^(※)には該当していないため、統計の継続性も踏まえ、酒税法の4種類の分類とは別に細分類項目として存続。

※ 具体的な指標は事業所数、従業者数、製造品出荷額等である。

改定案

< 大分類E-製造業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
10			飲料・たばこ・飼料製造業
	102		酒類製造業
		1021	果実酒製造業
		1022	ビール類製造業
		1023	清酒製造業
		1024	蒸留酒・混成酒製造業



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
10			飲料・たばこ・飼料製造業	
	102		酒類製造業	
		1021	果実酒製造業	
		1022	発泡性酒類製造業	名称変更
		1023	清酒製造業	
		1024	醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）	旧1024から 新設
		1025	蒸留酒類製造業	旧1024から 新設
		1026	混成酒類製造業	旧1021、1024から 新設

【参考】「醸造酒類製造業等」

<分類項目の新設>
制度改正に伴う新設 1/5

酒税法及びJSICにおける酒類の分類

●酒税法における酒類の分類及び内訳

種類	内訳
発泡性酒類	ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が10%未満で発泡性を有するもの）（注1）
醸造酒類（注2）	清酒、果実酒、その他の醸造酒
蒸留酒類（注2）	連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ
混成酒類（注2）	合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

●現行JSICにおける酒類の分類及び具体例

種類	具体例
果実酒	果実酒、甘味果実酒、りんご酒
ビール類	ビール、発泡酒
清酒	清酒、濁酒
蒸留酒・混成酒	ウイスキー、焼酎、ブランデー、みりん、第3のビール

●改定JSICにおける酒類の分類及び具体例

種類	具体例
果実酒	果実酒、りんご酒
発泡性酒類	ビール、発泡酒、第3のビール
清酒	清酒、濁酒
醸造酒類	どぶろく、紹興酒
蒸留酒類	焼酎、スピリッツ、ウイスキー
混成酒類	洋酒、みりん、甘味果実酒

（注1）いわゆる第3のビールなどが該当する
（注2）その他の発泡性酒類に該当するものは除かれる

国税庁HP掲載資料より作成

酒類製造業の統計表

<平成28年経済センサス活動調査（産業編）より算出>

主な対応	産業分類（現行JSIC）	事業所数	従業者数 （人）	事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額 （百万円）	原材料、燃料、電力の使用額等 （百万円）	製造品出荷額等 （百万円）	付加価値額（従業者29人以下は租付加価値額） （百万円）	小分類「489 酒類製造業」に占める割合					
								事業所数	従業者数	事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額	原材料、燃料、電力の使用額等	製造品出荷額等	付加価値額（従業者29人以下は租付加価値額）
	102 酒類製造業	1,903	35,373	152,251	850,440	3,495,833	1,130,685	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(存続・一部移動)	1021 果実酒製造業	142	2,328	8,261	29,633	77,769	34,469	7.5%	6.6%	5.4%	3.5%	2.2%	3.0%
(統合・名称変更)	1022 ビール類製造業	98	4,248	29,464	330,904	1,634,483	417,533	5.1%	12.0%	19.4%	38.9%	46.8%	36.9%
(存続)	1023 清酒製造業	1,233	17,620	62,949	145,108	443,966	202,982	64.8%	49.8%	41.3%	17.1%	12.7%	18.0%
(分割)	1024 蒸留酒・混成酒製造業	430	11,177	51,577	344,795	1,339,614	475,701	22.6%	31.6%	33.9%	40.5%	38.3%	42.1%

廃止の量的基準（1%未満）には該当しない

「発電業、送配電業等」

現状・課題

- 電力小売の全面自由化や送配電部門の法的分離などの「電力システム改革」に基づく「電気事業法」の改正に伴い、現行JSICにおける「電気業」の細分類と「電気事業法」における電気事業者の類型が乖離。

対応

- 「電力システム改革」に伴う電気事業者の現行の事業実態に即して、「発電部門」、「送配電部門」、「小売部門」等といった供給形態を反映した分類項目を設定。

改定案

< 大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
33			電気業
	331		電気業
		3311	発電所
		3312	変電所



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
33			電気業	
	331		電気業	
		3311	発電業	新設
		3312	送配電業	新設
		3313	電気小売業	卸売業、小売業から新設
		3314	電気卸供給業	新設

【参考】「発電業、送配電業等」

<分類項目の新設>
制度改正に伴う新設 2/5

電力供給の仕組み（2016年4月以降）

事業者数は2017年3月現在

● 電力システム改革における小売の全面自由化に伴い電気事業者の類型が見直され、現在は、「発電事業」、「送配電事業」、「小売電気事業」の大きく3つに分けられ、事業毎にそれぞれ必要な規制を課している。

A 発電事業【届出制】

発電した電気を小売電気事業者等に供給する者
ex. JFEスチール、東京電力パワーワークス、自治体等（559者）
※小売電気事業者等の用に供する電力の合計が1万kW超



送配電設備の維持・運用者
— 一般送配電事業者
— 送電事業者
— 特定送配電事業者

B 送配電事業（①～③）

①一般送配電事業【許可制】

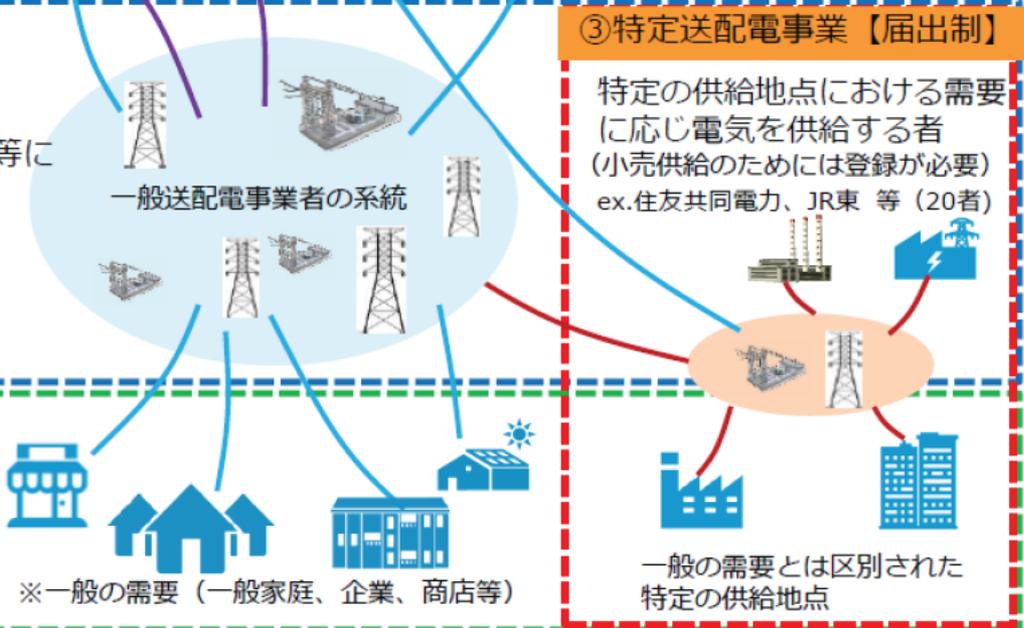
発電事業者から受けた電気を小売電気事業者等に供給する者（離島供給や最終保障供給義務を負う）
ex. 東京電力パワーグリッド、関西電力等（10者）

②送電事業【許可制】

一般送配電事業者に電気の振替供給を行う者
ex. 電源開発、北海道北部送電（2者）

③特定送配電事業【届出制】

特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する者（小売供給のためには登録が必要）
ex. 住友共同電力、JR東等（20者）



C 小売電気事業【登録制】

一般の需要※に応じ電気を小売する者（需要家への説明義務や供給力確保義務を負う）
ex. Iネット、東京電力エナジーパートナー、KDDI等（389者）

※一般の需要（一般家庭、企業、商店等）

一般の需要とは区別された特定の供給地点

【出所】「電気事業制度について」（経済産業省資源エネルギー庁）

「ガス小売業」

現状・課題

- ガス小売の全面自由化などの「ガスシステム改革」に基づく「ガス事業法」の改正に伴い、現行JSICにおける「ガス業」の細分類と「ガス事業法」におけるガス事業者の類型が乖離。

対応

- 「ガス事業法」の改正に伴うガス事業者の現行の事業実態に即して、「製造部門」、「導管部門」、「小売部門」といった供給形態を反映した分類項目を設定。

改定案

< 大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
34			ガス業
	341		ガス業
		3411	ガス製造工場
		3412	ガス供給所



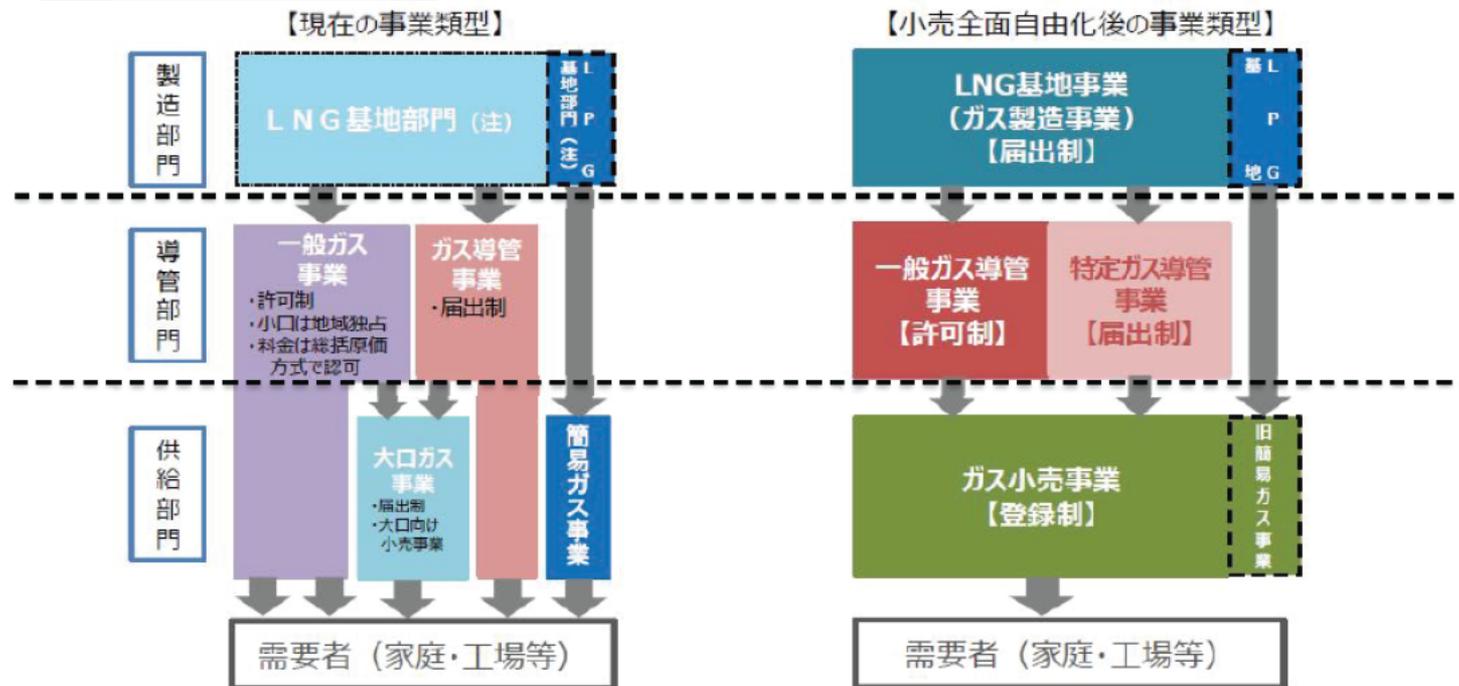
中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
34			ガス業	
	341		ガス業	
		3411	ガス製造業	名称変更
		3412	ガス導管業	名称変更
		3413	ガス小売業	卸売業、小売業から新設

ガス事業法改正の概要

小売の全面自由化

現在、一般ガス事業者にしから認められていない家庭向け等の小口のガス供給について、地域独占を撤廃し、登録を受けた事業者であれば、誰に対してもガスの販売が可能になる。これを受け、「一般ガス事業」や「大口ガス事業」といった区別を廃止し、ガスの生産（製造部門）・供給（導管部門）・販売（供給部門）の各事業ごとに、必要な規制を課す制度に変更される。

調査対象事業者の変更



「義務教育学校」

現状・課題

- 義務教育学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の改正（平成二十八年四月一日施行）を受け、新たに制度化。
- 義務教育学校は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する事業所。
- 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とした学校。

対応

- 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、義務教育学校が制度化されたことから、細分類として義務教育学校を新設。

改定案

< 大分類0-教育、学習支援業 >

中分類	小分類	細分類	項目名
81			学校教育
	813		中学校
		8131	中学校



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
81			学校教育	
	813		中学校、義務教育学校	名称変更
		8131	中学校	
		8132	義務教育学校	新設

【参考】「義務教育学校」

<分類項目の新設>
制度改正に伴う新設 4/5

● 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第四十九条の二 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

第四十九条の四 義務教育学校の修業年限は、九年とする。

小中一貫教育に関する制度の類型

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
組織・運営			小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程			・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入れ替え・移行	○	○	×
施設形態			施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

義務教育学校の学校数等

- 学校の数 : 178校
- 教職員数 : 7,211人

(参考)

小学校の数等

- ・ 学校の数 : 19,161校
- ・ 教職員数 : 483,696人

中学校の数等

- ・ 学校の数 : 10,012校
- ・ 教職員数 : 274,788人

※令和4年度学校基本統計より
※教職員数は、本務教職員の数

「介護医療院」

現状・課題

- 「介護医療院」は、要介護高齢者の長期療養・生活のための施設であり、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正（平成30年4月1日施行）により新たに創設された。「特別養護老人ホーム」（細分類8541）や「介護老人保健施設」（細分類8542）と同様、介護保険法に位置付けられている施設区分。

対応

- 平成30年の法施行後、施設数が単調に増加していること、また、現行の介護療養型医療施設が令和6年4月までに順次、介護医療院に移行する予定となっており、今後も増加が見込まれることから、細分類として新設。

改定案

< 大分類P-医療、福祉 >

中分類	小分類	細分類	項目名
85			社会保険・社会福祉・介護事業
	854		老人福祉・介護事業
		8541	特別養護老人ホーム
		8542	介護老人保健施設
		8543	通所・短期入所介護事業



中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
85			社会保険・社会福祉・介護事業	
	854		老人福祉・介護事業	
		8541	特別養護老人ホーム	
		8542	介護老人保健施設	
		8543	介護医療院	新設
		8544	通所・短期入所介護事業	項目番号変更

（注）現行細分類8544、改定案8545以降の細分類の記載は省略。

【参考】「介護医療院」

介護医療院の概要

(定義) (介護保険法第8条第29項)

介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

(基本方針)

第二条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成30年厚生省令第5号))

○医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設

法改正のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進 (介護保険法)

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

(その他)

- ・ 地域包括支援センターの機能強化 (市町村による評価の義務づけ等)
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化 (小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
- ・ 認知症施策の推進 (新オレンジプランの基本的な考え方 (普及・啓発等の関連施策の総合的な推進) を制度上明確化)

2 医療・介護の連携の推進等 (介護保険法、医療法)

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等 (社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

(その他)

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化 (事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し (障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

でんぷん糖類製造業

現行：大分類E－製造業

細分類「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」

<変更理由>

現行の細分類は、でんぷん由来の糖類を製造する事業所が分類されていることから、その主旨を明確にするため。

「でんぷん糖類製造業」

薬 局 (注1)

現行：大分類I－卸売業, 小売業

細分類「調剤薬局」

<変更理由>

現行の細分類名は法令に基づく名称ではないため、令和元年に改正された根拠法^(注2)において定義されている名称に変更。

「薬 局」

(注1) 前回改定時の課題事項への対応

(注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

建物等維持管理業

現行：大分類R－サービス業（他に分類されないもの）

小分類「建物サービス業」

<変更理由>

現行の細分類の対象に建物以外のものが含まれていることを踏まえつつ、「サービス」の具体的な内容を明確にするため。

「建物等維持管理業」

以下の課題については、産業分類検討チームにおいて議論を行ったが、分類体系や分類項目を変更するなどの結論を得ることができなかつたため、引き続き検討を要するものとして示すものである。

< 共通的事項 >

課題事項	課題となった理由・経緯等
<p>生産技術の類似性の観点からの見直し</p> <p>※第Ⅲ期公的統計基本計画における課題事項への対応</p>	<p>産業分類検討チームにおいては、生産技術の類似性を適用するに当たっての考え方の整理（分野別）や定性的な試行を行った上で、課題の整理を行った。今後は、量的観点からの検討、及び次の段階として、これらの結果を分類体系及び分類項目に適用するための産業分類の見直しを行う必要がある。</p>
<p>管理、補助的経済活動と同一企業内の事業所間取引の取扱い</p> <p>※前回改定時の課題事項への対応にも関連</p>	<p>現行の補助的経済活動は、範囲が国際基準よりも狭く、その範囲に限定している理由が明確になっていない。また、管理事務を行う本社等を各中分類に分類項目として設定している点においても、国際基準と異なっている。主に国際基準との整合の観点から、見直しの検討が必要ではないか。</p>
<p>細分類項目の構成の見直し</p>	<p>分野によって細分類設定の粒度が異なり、不均衡が生じている。特に小売業や飲食店の細分類については、一部、細かすぎる設定となっているほか、項目設定の基準が不明瞭であるため、生産技術の類似性の観点による見直しの検討も踏まえながら、分類体系について根本的な見直しが必要ではないか。</p>

＜各論的事項＞

課題事項	課題となった理由・経緯等
中分類「インターネット附随サービス業」の見直し	大分類G-情報通信業の中分類「インターネット附随サービス業」については、今後の検討では内容例示を中心に変更を行うこととなったが、今後の国際分類の検討結果や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、第15回改定時の課題として検討することも考えられる。
無店舗小売業の取扱い ※前回改定時の課題事項への対応にも関連	現行日本標準産業分類では、インターネット販売と無店舗販売を兼業している事業者を把握できないため、中分類「無店舗小売業」については、今後の国際分類の動向や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、第15回改定時の課題として検討することも考えられる。
発電業の電源種別による細分類設定	産業分類検討チームによる改定案は、法改正に伴う分類項目の新設を提案するものであるが、他方、経済統計の改善の観点から供給側の視点に基づく電源種別の細分類設定に向けて引き続き検討が必要であり、今後の検討に当たっての課題を検討チームにおいて明確化した。
3PLサービスの新規立項	3PLサービスについては、実態把握が困難であることに加え、事業形態が多様であることから統一的に定義した上で特定の産業に位置づけることが現状困難であるとして新設が見送られたが、生産物分類では3PLサービスを設定していることを踏まえ、第15回改定時の検討課題とする。
ファブレス企業の取扱い	国際標準産業分類の改定において製品の企画や設計に関連する知的財産の所有権を持つ場合は製造業に分類するとの検討が行われていることから、今後の国際標準産業分類の検討結果や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、第15回改定時の課題として検討することも考えられる。

国際分類	JSICの「分類の基準」に該当する記載部分	関連する記載
<p>【国連】 ISIC (Rev.4)</p>	<p>(1) 財、サービス及び生産要素の投入 the inputs of goods, services and factors of production</p> <p>(2) 生産プロセスと技術 the process and technology of production</p> <p>(3) アウトプットの特徴 the characteristics of outputs</p> <p>(4) アウトプットの用途 the use to which the outputs are put</p> <div data-bbox="537 696 1085 796" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>第 I 章 概要 (原則、定義、分類ルール) 第 7 から引用</p> </div>	<p>第 7 ……ISICの最も細かいレベルの分類では、特にサービス関連のクラスに関して個々のクラスを定義する場合には、生産プロセスや技術が重要視されてきた。<u>より上位レベルでは、アウトプットの特徴及びその用途が分析に役立つカテゴリを形成するために重要だと考えられている。</u>…</p> <p>第 38 ……活動分類においては、<u>詳細レベルの分類の基準として、実際の生産プロセスにおける類似性を考慮することが不可避であるが、一方、上位レベルの分類の場合には、生産プロセスの類似性はほとんど問題とならない。</u></p>
<p>【EU】 NACE (Rev.2)</p>	<p>グループとディヴィジョンの区分に適用される主要基準が着目するのは、生産ユニットが行う経済活動の以下の特徴である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産される財とサービスの特徴 the character of the goods and services produced ○ 財とサービスの用途 the uses to which the goods and services are put ○ 生産に用いられる投入、プロセス、技術 the inputs, the process and the technology of production <div data-bbox="521 1268 1085 1396" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>2.1 NACEの改定に適用された基準 (グループとディヴィジョンを分ける基準) 第 45 から引用</p> </div>	<p>第 44 クラスとは異なり、生産活動で実際に使用される<u>生産プロセスや技術は、分類が高次のレベルに進むにつれ、グループ分けの基準としての重要性が薄れていく。</u>最も高次のレベル（大分類）においては、国民経済計算や欧州経済計算のように、生産される財やサービスの一般的な特徴や統計における利用可能性が重要な要素になる。</p>

下位階層が供給側の視点により設定されている分類項目の例

<例1>

分類項目	切り分けの着目点	適用される分類の基準（今回の改定案）
大分類E－製造業		(3)生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）
中分類11 繊維工業		
小分類112 織物業	生産方法の違い	(2)財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
細分類1121 綿・スフ織物業	原材料（糸）の違い	(1)生産に投入される財又はサービスの種類
細分類1122 絹・人絹織物業		
細分類1123 毛織物業		
細分類1124 麻織物業		
小分類113 ニット生地製造業		(2)財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
細分類1131 丸編ニット生地製造業	生産方法 （編み方（編み機））の違い	(2)財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
細分類1132 たて編ニット生地製造業		
細分類1133 横編ニット生地製造業		

<例2>

分類項目	具体例	適用される分類の基準（今回の改定案）
大分類M－宿泊業，飲食サービス業		(3)生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）
中分類77 持ち帰り・配達飲食サービス業	サービス形態の違い	
小分類771 持ち帰り飲食サービス業	持ち帰り弁当屋 持ち帰りすし店 等	(2)財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
細分類7711 持ち帰り飲食サービス業		
小分類772 配達飲食サービス業	宅配ピザ屋 デリバリー専門店 等	(2)財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
細分類7721 配達飲食サービス業		
小分類773 施設給食業	学生食堂、社員食堂等の 受託事業者	(2)財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
細分類7731 施設給食業		

下位階層が需要側の視点により設定されている分類項目の例

<例1>

分類項目	1321の例示	適用される分類の基準（今回の改定案）
大分類E 一製造業	仏具製造業（位はい、仏具台、木魚等）、お宮製造業、みこし製造業、仏壇製造業、じゅず製造業	(3)生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）
中分類13 家具・装備品製造業		
小分類132 宗教用具製造業		
細分類1321 宗教用具製造業		

<例2>

分類項目	2743の例示	適用される分類の基準（今回の改定案）
大分類E 一製造業	医療用縫合糸製造業、人工血管製造業、人工心臓弁製造業、義肢・義足製造業、検眼用品製造業、家畜人工授精器具製造業；動物専用標識器具製造業、動物専用保定器具製造業	(3)生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）
中分類27 業務用機械器具製造業		
小分類274 医療用機械器具・医療用品製造業		
細分類2743 医療用具製造業 （動物用医療機械器具を含む）		

<例3>

分類項目	3253の例示	適用される分類の基準（今回の改定案）
大分類E 一製造業	ゴルフクラブ製造業、体育設備製造業（飛台、ろく木など）、釣ざお製造業、猟銃製造業、ゴムボール製造業、スキー用具製造業、スケート（アイス、ローラ）製造業	(3)生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）
中分類32 その他の製造業		
小分類325 がん具・運動用具製造業		
細分類3253 運動用具製造業		

概要

- 統計基準としての日本標準産業分類の改定を行うため、統計委員会に諮問する改定素案（各省が作成）について専門的な検討を行い、案の取りまとめを行う。
- 8名の学識経験者を始めとして、関係府省の分類担当者から構成
- 全15回開催（2021(R3)年度に7回、2022(R4)年度に8回開催）

構成員

座長	河井 啓希	慶應義塾大学経済学部教授（元統計委員会委員[第5、6期]、旧点検検証部会長）
	會田 雅人	（公財）統計情報研究開発センター専務理事（統計委員会臨時委員[第8期]）
	居城 琢	横浜国立大学国際社会科学研究院教授
	伊藤 恵子	千葉大学大学院社会科学研究院教授（統計委員会委員[第8期]）
	菅 幹雄	法政大学経済学部教授（統計委員会委員[第8期]）
	中村 洋一	法政大学理工学部名誉教授（元統計委員会委員[第5～7期]）
	牧野 好洋	静岡産業大学経営学部教授
	宮川 幸三	立正大学経済学部教授（統計委員会臨時委員[第8期]）

委員の任期

第8期 [R3.10.14～]
 第7期 [R1.10.14～R3.10.13]
 第6期 [H29.10.14～R1.10.13]
 第5期 [H27.10.14～H29.10.13]
 旧点検検証部会 [H31.1.30～R1.9.30]

（※ H27年以降における統計委員会歴を記載）

＜産業分類検討チームの審議状況＞

回	開催日	議 事
1	R3 6/28	(1) 産業分類検討チームの開催について (2) 国・地方公共団体等への改定に関する意見等照会について（経過報告） (3) 今後の検討日程等について (4) 主な検討課題について等
2	8/3	(1) 産業分類改定に当たっての論点等について (2) 産業分類改定に関する各団体への照会結果について (3) 今後の審議スケジュールについて (4) 改定原案の作成手順について
3	9/28	(1) 産業分類改定に当たっての論点等について (2) 一般原則について (3) 「無店舗小売業」及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」について (4) 国際分類の改定状況等について (5) 今後の審議スケジュールについて
4	11/9	(1) 「大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業」について (2) 「大分類E－製造業①」について (3) 「大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業」について (4) 専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いについて (5) 国際標準産業分類の改定に向けた検討状況について（報告）
5	12/21	(1) 「大分類A－農業、林業」について (2) 「大分類B－漁業」について (3) 「大分類D－建設業」について (4) 「大分類H－運輸業、郵便業」について (5) 「細分類 レッカー車業」の新設について (6) 専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いについて（その2） (7) 国際標準産業分類の改定に向けた検討状況について（報告）
6	R4 2/10	(1) 一般原則「分類の基準」について（その2） (2) 一般原則「事業所の定義」について (3) 「大分類E－製造業②」について (4) 「大分類J－金融業、保険業」について (5) 国際標準産業分類の改定に向けた検討状況について（報告）
7	3/24	(1) 一般原則「分類の基準」について（その3） (2) 一般原則「事業所の定義」について（その2） (3) 「大分類K－不動産業、物品賃貸業」について (4) 「大分類L－学術研究、専門・技術サービス業」について (5) 「大分類M－宿泊業、飲食サービス業」について (6) 「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」について (7) 「細分類 レッカー車業」の新設について（その2）

回	開催日	議 事
8	R4 5/13	(1) 一般原則「事業所の定義」について(その3) (2) 細分類「調剤薬局」の分類項目名等について (3) 「大分類I-卸売業, 小売業」について (4) 「大分類O-教育, 学習支援業」について (5) 「大分類P-医療, 福祉」について (6) 「大分類R-サービス業(他に分類されないもの)」について
9	7/1	(1) 「大分類G-情報通信業」について (2) 「細分類 レッカー事業」の新設について(その3) (3) 大分類L、M、P及びRの案件(調整中だったもの)について
10	8/5	(1) 小売業における業態の取扱いについて (2) 大分類E及びOの案件(調整中だったもの)について (3) 第9回検討チームにおける御意見への対応について (4) 第1回～第9回検討チームのとりまとめ及び課題の整理 (5) 今後の審議スケジュールについて
11	9/21	(1) 生産技術の類似性等の検討について (2) 小売業における業態の取扱いについて(その2) (3) 一般原則「分類の基準」について(その4) (4) 「大分類S-公務(他に分類されるものを除く)」について (5) 大分類E及びRの案件(調整中だったもの)について
12	11/11	(1) 一般原則「分類の基準」について(その5) (2) 供給側の視点から見た検討について(生産技術の類似性等)(その2) (3) 小売業における非専門店等の扱いについて(その3) (4) 大分類S(公務)について(その2) (5) 大分類I、L及びOの案件(調整中だったもの)について (6) 生産物分類策定研究会における産業分類改定に係る御指摘・御意見への対応について
13	12/23	(1) 一般原則「分類の基準」について(その6) (2) 供給側の視点から見た検討について(生産技術の類似性等)(その3) (3) 小売業における非専門店等の扱いについて(その4) (4) 大分類S(公務)について(その3) (5) 大分類I等の案件(調整中だったもの)について
14	R5 2/10	(1) 一般原則「分類の基準」について(その7) (2) 供給側の視点から見た検討について(生産技術の類似性等)(その4) (3) 小売業における非専門店等の扱いについて(その5) (4) 大分類S(公務)について(その4) (5) 検討チームのとりまとめ及び課題の整理
15	3/13	(1) 供給側の視点から見た検討について(生産技術の類似性等)(その5) (2) 統計委員会への諮問(素案)について

統計法令における「統計基準」の関係条文

【統計法】（平成19年法律第53号）抄

（定義）

第2条（略）

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

（統計基準の設定）

第28条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第1項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

＜参考＞ 基幹統計調査の承認

基幹統計調査及び一般統計調査の承認を受けようとする行政機関の長は、統計法第9条第2項9号に基づき、統計基準の使用状況について記載した申請書を提出しなければならない。

第9条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（略）

九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項

（注）一般統計調査についても、法第9条第2項の規定を準用する。

【統計法施行令】（平成20年政令第334号）抄

（統計基準の設定方法）

第10条 法第28条第1項の統計基準は、公的統計の統一性又は総合性の確保を必要とする事項ごとに定めなければならない。

VI 日本標準産業分類の主な変更点

参考3

	S24年10月 (設定)	S26年4月 第1回 改定	S28年3月 第2回 改定	S29年2月 第3回 改定	S32年5月 第4回 改定	S38年1月 第5回 改定	S42年5月 第6回 改定	S47年3月 第7回 改定	S51年5月 第8回 改定	S59年1月 第9回 改定	H5年10月 第10回 改定	H14年3月 第11回 改定	H19年11月 第12回 改定	H25年10月 第13回 改定	R5年 第14回 改定案
主な変更点					●大分類Jを分割し、「運輸通信業」及び「電気、ガス、水道業」を新設							●「運輸・通信業」及び「サービス業」から「情報通信業」を新設 ●「サービス業」を分割し、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」等を新設 ●「飲食店、宿泊業」の新設	●「農業」及び「林業」の統合 ●「サービス業(他に分類されないもの)」を分割し、「学術研究、専門・技術サービス業」等を新設 ●各産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動」を設定 ●大分類Iに中分類「無店舗小売業」を新設		●大分類Iの中分類「各種商品小売業」を再編
大分類	A 農業											A 農業、林業	A 農業、林業		
	B 林業及び狩猟業											B 林業	B 林業		
	C 漁業及び水産養殖業											C 漁業	B 漁業	B 漁業	
	D 鉱業												C 鉱業、採石業、砂利採取業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	
	E 建設業												D 建設業	D 建設業	
	F 製造業												E 製造業	E 製造業	
	G 卸売及び小売業											G 電気・ガス・熱供給・水道業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	
	H 金融業及び保険業												H 情報通信業	G 情報通信業	G 情報通信業
	I 不動産業											H 運輸・通信業	I 運輸	H 運輸業、郵便業	H 運輸業、郵便業
	J 運輸、通信及びその他の公益事業											I 卸売・小売業、飲食店	J 卸売・小売業	I 卸売業、小売業	I 卸売業、小売業
												J 金融・保険業	K 金融・保険業	J 金融、保険業	J 金融、保険業
												K 不動産業	L 不動産業	K 不動産業、物品賃貸業	K 不動産業、物品賃貸業
													M 飲食店、宿泊業	L 学術研究、専門・技術サービス業	L 学術研究、専門・技術サービス業
	K サービス業											L サービス業	M 飲食店、宿泊業	M 宿泊業、飲食サービス業	M 宿泊業、飲食サービス業
													N 生活関連サービス業、娯楽業	N 生活関連サービス業、娯楽業	N 生活関連サービス業、娯楽業
													O 教育、学習支援業	O 教育、学習支援業	O 教育、学習支援業
													N 医療、福祉	P 医療、福祉	P 医療、福祉
													O 教育、学習支援業		
													P 複合サービス事業	Q 複合サービス事業	Q 複合サービス事業
												Q サービス業(他に分類されないもの)	R サービス業(他に分類されないもの)	R サービス業(他に分類されないもの)	
L 公務											M 公務	M 公務(他に分類されないもの)	R 公務(他に分類されないもの)	S 公務(他に分類されるものを除く)	S 公務(他に分類されるものを除く)
M 分類不能の産業											N 分類不能の産業	S 分類不能の産業	T 分類不能の産業	T 分類不能の産業	

VI 改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）

参考 4

○ 内容例示の見直し指針
 指針①：分類項目名または説明文と内容例示が同一のもの
 指針②：製造業の説明文中における「主な製品」等の一部削除
 指針③：法令に合わせた記述等、表記上の修正
 指針④：産業規模が大幅に縮小したもの
 指針⑤：改定内容の他分類への反映

● 電気炉・電熱装置製造業

改 定 案	現 行（第13回改定）	改 定 理 由
292 中分類 2 9 - 電気機械器具製造業 産業用電気機械器具製造業 2923 <u>電気炉・電熱装置製造業</u> <u>主として電気を熱源とする電気炉又は電熱装置を製造する事業所をいう。</u> <u>× 燃焼炉製造業 [2534]</u>	292 中分類 2 9 - 電気機械器具製造業 産業用電気機械器具製造業 （新設）	2050年カーボンニュートラルに向けて、燃焼炉から電気炉への転換を見据えた業界動向を正確に把握するため、「2929その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）」から「電気窯炉類」を抜き出して新設する。

● レッカー・ロードサービス業

改 定 案	現 行（第13回改定）	改 定 理 由
489 中分類 4 8 - 運輸に附帯するサービス業 その他の運輸に附帯するサービス業 4892 <u>レッカー・ロードサービス業</u> <u>レッカー車により事故車等を移動させるサービス及びそれに附帯する緊急的なロードサービスを提供する事業所をいう。</u> <u>なお、前者又は後者のサービスのみを提供する事業所も本分類に含まれる。</u> <u>× 自動車修理業 [8911] ; 自動車タイヤ修理業 [8919] ; 陸送業 [9299]</u>	489 中分類 4 8 - 運輸に附帯するサービス業 その他の運輸に附帯するサービス業 （新設）	レッカー事業者は、道路上の事故車・故障車等を除去し、高速道路や一般道路の交通の円滑化を図る上で欠かすことのできない公共的・社会的役割を担っており、重要な産業である。 また、事業者数、従業者数ともに、上位分類である「小分類489 その他の運輸に附帯するサービス業」の10%を超えており、量的基準を満たしていることから、「9299他に分類されないその他の事業サービス業」の内容例示から移動し、中分類「48運輸に附帯するサービス業」の細分類として新設する。

VI 改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）

● 中分類56の再編・ワンプライスショップの新設等－1

改 定 案	現 行（第13回改定）	改 定 理 由
<p style="text-align: center;">中分類56－各種商品小売業</p> <p><u>561</u> 百貨店</p> <p>5611 百貨店 百貨店、デパートメントストア等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備と応接要員を備え、他主体による各種専門店を配置しつつ、階別に異なる主要商品の展示を基本に、主として衣料、宝飾品、インテリア用品などの高単価商品を小売する業態の事業所（従業者が常時50人以上）をいう。</p>	<p style="text-align: center;">中分類56－各種商品小売業</p> <p>561 百貨店、総合スーパー</p> <p>5611 百貨店、総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のものをいう。 ただし、従業者が常時50人以上であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。 ○百貨店・デパートメントストア（従業者が常時50人以上のもの）；総合スーパー（従業者が常時50人以上のもの）</p>	<p>百貨店と総合スーパーのマージンの設定の仕方は異なると考えられるほか、それぞれが一定以上の相当な売上高があり、立項に必要な量的基準を充足している。さらに、両者は社会に定着している特徴的な販売形態である。これらから、細分類「5611百貨店」と細分類「5621総合スーパー」に分割する。</p> <p>また、それぞれの説明文には、サービスの提供方法、主力商品、従業者数等を対比的に記載している。</p> <p>百貨店・デパートメントストア（従業者が常時50人以上のもの）→指針①により削除 総合スーパー（従業者が常時50人以上のもの）→指針①により削除</p>
<p><u>562</u> 総合スーパー</p> <p><u>5621</u> 総合スーパー 総合スーパー等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備を備え、他主体による専門店を配置する場合も含め、主として衣料、食料品、生活雑貨などの最寄り品をセルフサービス方式により総合的に小売する業態の事業所（従業者が常時50人以上）をいう。</p>		
<p><u>563</u> コンビニエンスストア</p> <p><u>5631</u> コンビニエンスストア コンビニエンスストア等と称され、各種最寄り品を扱う設備を備え、各種代金の支払等のサービスを提供し、主として飲食料品を小売する業態の事業所をいう。</p>	(小分類589から移動)	<p>コンビニエンスストアの主力商品は飲食料品であるが、最寄り品を中心に多種多様な商品を扱っている。また、各種代金の支払等のサービスを共通して提供している。店舗によっては公的証明書の発行といった公的サービスや金融決済等を行うことができる場合がある。さらに、売上高や店舗数が多く、社会に定着した安定性のある特徴的な販売形態である。これらから、説明文を修正するとともに、中分類「58飲食料品小売業」の小分類「589その他の飲食料品小売業」から本中分類に移動させる。</p>

VI 改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）

● 中分類56の再編・ワンプライスショップの新設等－2

改 定 案	現 行（第13回改定）	改 定 理 由
<p style="text-align: center;">中分類56－各種商品小売業</p> <p>564 <u>ドラッグストア</u></p> <p>5641 <u>ドラッグストア</u></p> <p><u>ドラッグストア等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として医薬品や化粧品を取り扱い、家庭用品や加工食品などの各種最寄り品も小売する業態の事業所をいう。</u></p> <p><u>×薬局 [6032]</u></p>	<p style="text-align: center;">中分類56－各種商品小売業</p> <p style="text-align: center;">(小分類603から移動)</p>	<p>ドラッグストアの主力商品は医薬品や化粧品であり、家庭用品や加工食品等の最寄り品を含めて多種多様な商品を扱っている。また、売上高や店舗数が多く、社会に定着した安定性のある特徴的な販売形態である。これらから、説明文を修正するとともに、中分類「60その他の小売業」の小分類「603医薬品・化粧品小売業」から本中分類に移動させる。</p> <p>薬局 [6033] →指針⑤により修正</p>
<p>565 <u>ホームセンター</u></p> <p>5651 <u>ホームセンター</u></p> <p><u>ホームセンター等と称され、各種商品を扱う販売する設備を備え、主として各種工具、建築材料、園芸用品、収納用品、電機器具などの住関連商品を取り扱い、家庭用品や食料品も小売する業態の事業所をいう。</u></p> <p><u>×ワンプライスショップ[5661]；ディスカウントショップ（販売する商品によって分類される）[5651を除く56～60]；ドラッグストア[5641]；コンビニエンスストア[5631]</u></p>	<p style="text-align: center;">(小分類609から移動)</p>	<p>ホームセンターの主力商品は各種工具、建築材料、園芸用品等の住関連商品であり、家庭用品や食料品を含めて多種多様な商品を扱っている。また、売上高や店舗数多く、社会に定着した安定性のある特徴的な販売形態である。これらから、説明文を修正するとともに、中分類「60その他の小売業」の小分類「609他に分類されない小売業」から本中分類に移動させる。</p>
<p>566 <u>ワンプライスショップ</u></p> <p>5661 <u>ワンプライスショップ</u></p> <p><u>ワンプライスショップ等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として食器や文具等の家庭用品を取り扱い、加工食品等も含めた各種最寄り品を均一価格を基本に小売する業態の事業所をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>ワンプライスショップは、現行の分類項目又は内容例示として明示されていないことから、中分類56～60内の各細分類に分類されていると考えられる。このため、ワンプライスショップの正確な実態把握が困難となっており、一部の細分類に占めるワンプライスショップの割合が大きくなってきていることも想定される。また、ワンプライスショップは、売上高や店舗数多く、社会に定着した安定性のある特徴的な販売形態である。これらから、本中分類に立項して位置付ける。</p>

VI 改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）

● 中分類56の再編・ワンプライスショップの新設等－3

改 定 案	現 行（第13回改定）	改 定 理 由
<p style="text-align: center;">中分類56－各種商品小売業</p> <p>569 その他の各種商品小売業</p> <p>5699 <u>その他の各種商品小売業</u> <u>主として他に分類されない衣食住にわたる各種商品を小売する事業所（従業者が常時50人未満）をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">中分類56－各種商品小売業</p> <p>569 その他の各種商品小売業 <u>（従業者が常時50人未満のもの）</u></p> <p>5699 <u>その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）</u> <u>衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人未満のものをいう。</u> <u>ただし、従業者が常時50人未満であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。</u> <u>○百貨店・デパートメントストア（従業者が常時50人未満のもの）；ミニスーパー（衣、食、住にわたって小売するもの）；よろず屋（衣、食、住にわたって小売するもの）</u></p>	<p>本中分類のその他の分類項目であり、また、細分類5611と細分類5621に従業者数の要件を継続して記載することにより、本中分類の対象となる産業にほぼ紛れはないと考えられるため、現行の説明文のうち自明と思われる記載部分を削除する。</p> <p>○百貨店・デパートメントストア（従業者が常時50人未満のもの）→指針①により削除 ○ミニスーパー（衣、食、住にわたって小売するもの）→当該細分類に該当する本例示による小売店が極めて少ないために削除 ○よろず屋（衣、食、住にわたって小売するもの）→当該細分類に該当する本例示による小売店が極めて少ないために削除</p>

VI 改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）

● 食料品スーパー

改 定 案	現 行（第13回改定）	改 定 理 由
<p>中分類58 - 飲食料品小売業</p> <p>581 各種食料品小売業</p> <p>5811 <u>食料品スーパー</u> <u>食料品スーパー等と称され、各種食料品を扱う設備を備え、主として生鮮食料品（青果、鮮魚、精肉）を対象に、その加工設備を有する場合も含め、セルフサービス方式により小売する業態の事業所をいう。</u></p>	<p>中分類58 - 飲食料品小売業</p> <p>581 各種食料品小売業</p> <p>5811 <u>各種食料品小売業</u> <u>主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所をいう。</u> ○各種食料品店；食料雑貨店</p>	<p>食料品スーパーは、消費者の利用頻度が高く、日常生活において豊かな食生活を提供するだけでなく、新型コロナウイルス感染症の蔓延をはじめとした非常時にも国民へ必要不可欠な食品の安定供給を担う重要な産業であるため、その実態を把握することは政策上また統計上において重要である。</p> <p>また、食料品スーパーは、青果、鮮魚及び精肉といった生鮮食料品（その加工設備を有する場合がある）を扱い、セルフサービス方式により小売りしている特徴があるため、それを説明文に記載する。</p> <p>これらの趣旨を踏まえ、小分類581と細分類5811が同じ「各種食料品小売業」となっている現行の細分類を細分類「5811食料品スーパー」と細分類「5819その他の各種食料品小売業」に分割する。</p> <p>なお、現行の「一括して一事業所で」の記載部分は基本的に自明であるため、削除する。</p>
<p>5819 <u>その他の各種食料品小売業</u> <u>主として他に分類できない各種食料品を小売する事業所をいう。</u> ○各種食料品店；食料雑貨店</p>		

● 施設給食業

改 定 案	現 行（第13回改定）	改 定 理 由
<p>中分類77 - 持ち帰り・配達飲食サービス業</p> <p>773 <u>施設給食業</u></p> <p>7731 <u>施設給食業</u> <u>学校や病院等の施設において、特定された多人数に対して、調理した飲食料品を継続的に提供する対事業所向けの事業所をいう。</u> ○給食センター；病院給食業；機内食提供サービス業</p>	<p>中分類77 - 持ち帰り・配達飲食サービス業</p> <p>(新設)</p>	<p>その事業所内で調理した飲食料品のデリバリーを行う事業所について、その実態を把握するため、配達飲食サービス業から性質の違う施設給食業を分離して別途新設する。</p>

VI 改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）

● ペストコントロール業

改 定 案	現 行（第13回改定）	改 定 理 由
<p>929 中分類92－その他の事業サービス業 他に分類されない事業サービス業</p> <p><u>9295</u> <u>ペストコントロール業</u> <u>主として人間にとって有害な生物等（害獣・害虫、細菌、ウイルス）の防除・駆除・消毒を行う事業所をいう。</u> <u>○害獣駆除業；害虫駆除業；住宅消毒業；物品消毒業；船内くんじょう業</u> <u>×建築物清掃業〔9229〕；ビル清掃業〔9229〕；農作物害虫駆除業〔013〕</u></p>	<p>929 中分類92－その他の事業サービス業 他に分類されない事業サービス業 (新設)</p>	<p>ペストコントロールとは、人間にとって有害な生物の活動を人の生活に害さないレベルまで制御する技術を言い、具体的な業務として、害獣や害虫の防除・駆除のみならず、細菌やウイルスの消毒、衛生管理も含まれる。</p> <p>ペストコントロール業の活動には、建築物の内部に限定されず、屋外の大規模イベント会場や公園での薬剤散布、港湾施設等における外来生物駆除等が含まれる。また、その市場規模は事業者向けが約65%、一般住宅向けが約35%であることを考慮して、細分類「9229 その他の建物サービス業」ではなく、小分類「929 他に分類されない事業サービス業」の中に「9295ペストコントロール業」として新設する。</p> <p>9229の内容例示であった「住宅消毒業」及び「害虫駆除業」については、ペストコントロール業の新設に伴い、9295に移動する。</p> <p>ペストコントロール業の新設に伴い、「8493 消毒業」を9295に移動する。</p>

VI 改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）

● 醸造酒類製造業等

改 定 案	現 行（第13回改定）	改 定 理 由
<p>中分類10—飲料・たばこ・飼料製造業</p> <p><u>1024 醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）</u> <u>主として穀類、糖類その他の物品を原料として発酵させた酒類を製造する事業所をいう。</u> ○どぶろく製造業；黄酒（老酒、紹興酒）製造業 ×果実酒製造業〔1021〕；清酒製造業〔1023〕</p>	<p>中分類10—飲料・たばこ・飼料製造業 （新設）</p>	<p>酒税法の改正等により、「1024 蒸留酒・混成酒製造業」から一部を分割し、新設する。</p>
<p><u>1025 蒸留酒類製造業</u> 主として蒸留機により<u>焼酎、スピリッツ、ウイスキー</u>などの酒類を製造する事業所をいう。 ○<u>焼酎製造業；スピリッツ製造業；ウイスキー製造業；ブランデー製造業</u> ×果実酒製造業〔1021〕；甘味果実酒製造業〔1026〕；発泡酒製造業〔1022〕</p>	<p>1024 蒸留酒・混成酒製造業 主として蒸留機により<u>飲料用アルコール又は焼酎</u>などを製造し、又はこれらを原料とし他の原料と併用して<u>混成酒（又は再製酒）</u>を製造する事業所をいう。 <u>主な製品は焼酎、ウイスキー、ブランデーなど及び合成清酒、味りん、白酒、リキュール、薬味酒などである。</u> ○ウイスキー製造業；<u>焼酎製造業；洋酒製造業（主として混成酒を製造するもの）</u>；ブランデー製造業；<u>合成清酒製造業；味りん製造業（本みりんを含む）</u>；<u>薬用酒製造業；飲料用アルコール製造業；梅酒製造業</u> ×果実酒製造業〔1021〕；甘味果実酒製造業〔1021〕；発泡酒製造業〔1022〕</p>	<p>酒税法の改正等により、「1024 蒸留酒・混成酒製造業」から一部を分割し、新設する。</p> <p>「飲料用アルコール」は酒類全体の総称であり、説明文の「焼酎」を含むことから、「飲料用アルコール」を削除し、製造数量上位3つの蒸留酒の名称を記載する。また、内容例示の「飲料用アルコール製造業」を削除し、製造数量が増加している「スピリッツ製造業」を追加する。さらに、酒税法の表記が「焼酎」から「焼酎」に改正されたことに合わせて、説明文及び内容例示の表記を変更する。</p> <p>なお、説明文の第2文において主な製品を例示しているが、内容例示と重複するため削除する。</p>
<p><u>1026 混成酒類製造業</u> 主として醸造酒、その半製品、蒸留酒等を基に、これらを互いに混合したり、糖類、香味料、色素等を加えて<u>混成酒（又は再製酒）</u>を製造する事業所をいう。 ○<u>洋酒製造業（主として混成酒を製造するもの）</u>；<u>みりん製造業（本みりんを含む）</u>；<u>薬用酒製造業；梅酒製造業；甘味果実酒製造業；合成清酒製造業；白酒製造業；リキュール製造業；薬味酒製造業</u> ×果実酒製造業〔1021〕；発泡酒製造業〔1022〕</p>	<p>（新設）</p>	<p>酒税法の改正等により、「1021 果実酒製造業」及び「1024 蒸留酒・混成酒製造業」から一部を分割し、新設する。</p> <p>酒税法の表記に合わせ「味りん」を「みりん」に修正する。</p>

VI 改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）

● 発電業、送配電業等

改 定 案	現 行（第13回改定）	改 定 理 由
<p style="text-align: center;">中分類33－電気業</p> <p>331 電気業</p> <p><u>3311 発電業</u></p> <p><u>事業者自らが維持、運用する電気工作物（発電用又は蓄電用）を用いて、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業のため、または自家用発電や特定供給を行うための電気の発電、放電を行う事業所をいう。</u></p> <p><u>ただし、一般送配電事業により離島等供給を行う事業所を除く。</u></p> <p>○水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；風力発電所；蓄電池施設</p>	<p style="text-align: center;">中分類33－電気業</p> <p>331 電気業 (新設)</p>	<p>電気事業法（昭和39年法律170号）の改正に伴う電気事業者の類型見直しを踏まえ、新設する。</p> <p>大型の蓄電池から小売事業等用の電気を放電する事業が「発電事業」に位置づけられたことを踏まえ（令和5年4月1日施行）、定義文に反映するとともに「蓄電池施設」を内容例示に追加する。</p>
<p><u>3312 送配電業</u></p> <p><u>事業者自らが維持、運用する電気工作物（送電用及び配電用）により、供給区域において振替供給、接続供給や電力量調整供給を行う事業所（発電事業に該当する部分を除く。）をいう。</u></p> <p><u>なお、離島等供給、最終保障供給、特定送配電事業を行う事業所を含む。</u></p> <p>○一般送配電事業；送電事業；配電事業；特定送配電事業；変電施設</p>	(新設)	<p>電気事業法（昭和39年法律170号）の改正に伴う電気事業者の類型見直しを踏まえ、新設する。</p>
<p><u>3313 電気小売業</u></p> <p><u>電気の小売供給を行う事業所をいう。</u></p> <p><u>ただし、一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分の事業を除く。</u></p> <p>○小売電気事業</p>	(新設)	<p>細分類5599「他に分類されないその他の卸売業」及び細分類6099「他に分類されないその他の小売業」から分離して新設する。</p>
<p><u>3314 電気卸供給業</u></p> <p><u>電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）に対し、発電又は放電を指示する方法等により集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業のために供給する事業所をいう。</u></p> <p>○特定卸供給事業（アグリゲーター）</p>	(新設)	<p>細分類5599「他に分類されないその他の卸売業」及び細分類6099「他に分類されないその他の小売業」から分離して新設する。</p>

VI 改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）

● ガス小売業

改 定 案	現 行（第13回改定）	改 定 理 由
<p style="text-align: center;">中分類34-ガス業</p> <p>341 ガス業</p> <p>3411 <u>ガス製造業</u> <u>自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業所をいう。</u> <u>ただし、自ら採取した天然ガスを導管により供給する事業所は大分類C-鉱業、採石業、砂利採取業〔0532〕に分類される。</u> <u>○ガス製造事業；天然ガス業（導管により供給するもの）</u> <u>×天然ガス鉱業〔0532〕</u></p>	<p style="text-align: center;">中分類34-ガス業</p> <p>341 ガス業</p> <p>3411 <u>ガス製造工場</u> <u>導管によりガスを供給するためガスを製造する事業所をいう。</u> <u>ただし、天然ガスの採取を行う事業所は大分類C-鉱業、採石業、砂利採取業〔0532〕に分類される。</u> <u>○ガス製造工場；天然ガス業（導管により供給するもの）</u> <u>×天然ガス鉱業〔0532〕</u></p>	<p>現行の事業実態に即した内容に修正する。</p>
<p>3412 <u>ガス導管業</u> <u>自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域又は特定の供給地点において託送供給を行う事業所をいう。</u> <u>○一般ガス導管事業；特定ガス導管事業</u></p>	<p>3412 <u>ガス供給所</u> <u>導管によりガスを供給するためガスの受け入れ、貯蔵、送出及び整圧する事業所をいう。</u> <u>○ガス供給所（ガスタンク）；ガス整圧所</u></p>	<p>現行の事業実態に即した内容に修正する。</p>
<p>3413 <u>ガス小売業</u> <u>導管によりガスの小売供給を行う（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。）事業所をいう。</u> <u>○簡易ガス事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもの）</u></p>	<p>（新設）</p>	<p>細分類5599「他に分類されないその他の卸売業」及び細分類6099「他に分類されないその他の小売業」から分離して新設する。</p>

VI 改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）

● 義務教育学校

改 定 案	現 行（第13回改定）	改 定 理 由
<p>中分類81 - 学校教育</p> <p>813 中学校、<u>義務教育学校</u></p> <p>8132 <u>義務教育学校</u> <u>義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して行う事業所をいう。</u> <u>×小学校「8121」；中学校「8131」</u></p>	<p>中分類81 - 学校教育</p> <p>813 中学校 (新設)</p>	<p>項目名に「義務教育学校」を追記する。</p> <p>「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の改正に伴い、「義務教育学校」が制度化されたため、「義務教育学校」を細分類項目として新設する。</p>

● 介護医療院

改 定 案	現 行（第13回改定）	改 定 理 由
<p>中分類85 - 社会保険・社会福祉・介護事業</p> <p>854 老人福祉・介護事業</p> <p>8543 <u>介護医療院</u> <u>長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事業所をいう。</u></p>	<p>中分類85 - 社会保険・社会福祉・介護事業</p> <p>854 老人福祉・介護事業 (新設)</p>	<p>平成29年の介護保険法（平成9年法律第123号）の改正（平成30年4月1日施行）により、新たに「介護医療院」が創設された。平成30年3月の整理においては、介護医療院は、当面の間「8549 その他の老人福祉・介護事業」に分類することとされた。</p> <p>「介護医療院」は、他の細分類である「8541 特別養護老人ホーム」や「8542 介護老人保健施設」と同様に介護保険法（平成9年法律第123号）に位置付けられている施設区分であること、及び平成30年の法施行後、介護医療院の施設数は単調増加しており、一定の施設数が存在する（令和3年12月時点で全国で662施設）ことから、新規に細分類として位置付けることとする。</p>